

令和4年施行成年年齢の引き下げについて

弁護士 山村 真吾

1 はじめに

民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されます。施行日の時点で、18歳以上20歳未満の方（誕生日が2002年4月2日から2004年4月1日までの方）は、施行日に成年に達することになります。

本コラムでは、成年年齢の引き下げの意義、変わること、維持されること、留意点等について解説させていただきます。

2 関係施策の経緯¹

これまでの関連施策の経緯は次のとおりです。

- 平成19年5月 国民投票法の制定
憲法改正国民投票の投票権を18歳と定める。
- 平成27年6月 公職選挙法の改正
選挙年齢を18歳へ引き下げ。
- 平成28年7月 参議院議員通常選挙
国政選挙で初めての18歳選挙権を実施。
- 平成30年6月 「民法の一部を改正する法律」の成立
成年年齢を20歳から18歳に引き下げ。
- 令和3年5月 「少年法等の一部を改正する法律」の成立²

18歳、19歳の罪を犯した者は「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる取扱をする特例を定める。2022年4月1日施行。

3 成年年齢の引き下げの意義³

成年に達すると、民法上、①「行為能力（単独で契約等の法律行為をすることができる能力）」及び②「親権に服さなくなる」という2つの大きな効果が発生し、親権者の同意なく、自らの意思で契約などの法律行為をすることができるようになります。

成年年齢の引き下げには、18歳、19歳の若年者に自立を促し、社会的・経済的に積極的な役割を果たすことを促す効用があると期待されています。

¹ 法務省『[民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）](#)』

² 法務省『[少年法が変わります!](#)』

³ 法制審議会民法成年年齢部会『[民法の成年年齢の引下げについての最終報告書](#)』（平21.7.29）7頁

4 18歳に変わるもの⁴

(1) 契約年齢

成年年齢が18歳に引き下げられることにより、これまで18歳及び19歳の方は親権者の同意がなければ一人で契約できなかつたところ、施行日である4月1日以降は、親権者の同意なく単独で契約を締結することができるようになります。

なお、2022年4月1日より前に18歳、19歳の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き、未成年者取消権によって取消が可能です。

(2) 婚姻開始年齢

これまで女性の婚姻年齢は16歳、男性の婚姻年齢は18歳とされてきましたが、施行日である4月1日以降は、18歳に統一されます。従前、男女間で婚姻年齢に差を設けていたのは、男女間で心身の発達に差異があるためとされてきました。しかし、社会・経済の複雑化が進展した現在では、より社会的・経済的な成熟度を重視すべきとし、この観点では男女間で特段の差はないとの整理で、婚姻開始年齢における男女間の取扱いの差を解消したというものです。

なお、2022年4月1日時点で既に16歳以上の女性（誕生日が2006年4月1日までの女性）は、引き続き18歳未満でも婚姻が可能です。

(3) 一部の資格等の取得年齢

成年年齢の引き下げにより、これまで資格取得要件として成年であること求められていた以下のような資格を18歳から取得が可能となります。

・公認会計士、司法書士、行政書士、社会保険労務士

5 20歳が維持されるもの⁵

(1) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙の年齢制限は、成年年齢の引き下げによっても変わらず、20歳以上のままです。飲酒・喫煙の年齢制は、若者の健康被害への懸念から従来年齢に維持されております。

(2) 公営競技の投票券の購入

ギャンブル依存症対策の観点から、以下の公営競技の投票券の購入年齢は、20歳のまま維持されております。

・競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走

(3) 養子の迎え入れ

従来と同様、普通養子縁組は20歳からです。なお、従前どおり、20歳未満の者も婚姻した場合には、養子の迎え入れが可能です。

⁴ 法務省『[成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について](#)』

⁵ 脚注3と同じ。

(4) 大型・中型自動車運転免許の取得

大型・中型自動車運転免許は、従来と同様20歳からです。普通自動車免許の取得と従来とおり、18歳から取得が可能です。

6 留意点等

民法上、未成年が親権者の同意を得ずにした契約は、未成年者取消権によって、原則として、当該契約を取り消すことができますが、本年4月1日以降、18歳、19歳の方が締結した契約を民法上の未成年者取消権によって取り消すことはできなくなります。このため、18歳、19歳の若年者をターゲットにした悪徳商法による消費者被害の拡大が懸念されています。トラブルが予想される契約類型は、「エステティックサービス」「医療サービス」「健康食品等の定期購入」の美容・医療サービスに関する契約、「タレント・モデル」「内職・副業」「オンラインカジノ」「ファンド型投資商品」(暗号資産への投資)などの儲け話に関する契約等です。⁶

今回の改正法施行で、18歳、19歳の方の法的な地位が一変します。成人となる方、そのご家族の方は、今一度、成年に達することの意義を確認して頂けると幸いです。

なお、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるに当たり、若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要であるとの指摘がされており、政府から、若者との取引の相手方となる事業者に対して、若年者への配慮・情報提供や過剰与信防止への取組が要請されるなどしています。また、既に悪質事犯の未然防止等に向けた特定商取引法等の改正がなされたほか、貸金業協会における自主ガイドライン(収入の状況を示す書類の確認等)⁷の策定等、クレジット事業者に対しては過剰与信防止の更なる自主的な取組が要請されています。また、過剰借入・与信防止の観点から、当局の監督・検査により遵守状況をモニタリングすることや、若年層を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘等に係る事犯の取締りといったアプローチが予定されています。

さらに、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議が公表する『若年者の消費者被害を防止するための主な施策』⁸として、全府省庁から、各所管業界に対して、若年者への適切な配慮を要請し、若年者との契約に当たっての留意事項の通知がなされる予定となっていますので、各企業においては、これらを意識して対応することが望まれます。

以上

⁶ 独立行政法人国民センター『[18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル最新10選](#)』

⁷ 日本貸金業協会『[自主ガイドライン](#)』

⁸ 成年年齢の引き下げに関する関係閣僚会合『[配付資料](#)』